○厚生労働省告示第百十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第六号の規定に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、平成二十六年三月三十一日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一中第二号の項から第四号の項までを次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二　指定介護療養施設サービスを行う療養病床等（療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあっては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。） | 次に掲げる点数が算定されるべき療養<br>一　別表第一第1章第2部に規定する点数<br>二　別表第一第2章に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの<br>イ　区分番号B005―3―2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(II)<br>ロ　区分番号B005―6―2に掲げるがん治療連携指導料<br>ハ　区分番号B005―7に掲げる認知症専門診断管理料（療養病棟に入院している患者に係るものを除く。）<br>ニ　区分番号B005―7―2に掲げる認知症療養指導料（療養病棟に入院している患者に係るものを除く。）<br>ホ　区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)（注10から注12までに掲げる場合に限る。）<br>ヘ　第2部に規定する点数<br>ト　区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法<br>チ　区分番号I003―2に掲げる認知療法・認知行動療法<br>リ　区分番号I008―2に掲げる精神科ショート・ケア（注5に係る場合を除く。）<br>ヌ　区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア（注5に係る場合を除く。）<br>ル　区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料<br>ヲ　区分番号I016に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料<br>三　別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの<br>イ　区分番号B006―3―2に掲げるがん治療連携指導料<br>ロ　区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料<br>ハ　区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料<br>ニ　区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料<br>四　別表第三区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料 |
| 三　次に掲げる患者<br>イ　介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者<br>ロ　短期入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者 | 次に掲げる療養<br>一　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの(1)から(4)までの注10又はロの(1)及び(2)の注7に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）<br>イ　別表第一第2章第1部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの<br>①　区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料<br>②　区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1<br>③　区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2<br>④　区分番号B005―1―2に掲げる介護支援連携指導料<br>⑤　区分番号B005―2に掲げる地域連携診療計画管理料<br>⑥　区分番号B005―3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(I)<br>⑦　区分番号B005―3―2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料(II)<br>⑧　区分番号B005―6に掲げるがん治療連携計画策定料<br>⑨　区分番号B005―6―2に掲げるがん治療連携指導料<br>⑩　区分番号B005―7に掲げる認知症専門診断管理料<br>⑪　区分番号B005―7―2に掲げる認知症療養指導料<br>⑫　区分番号B005―8に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料<br>⑬　区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料<br>⑭　区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料<br>⑮　区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)（注1、注3、注4、注7、注8及び注10から注12までに掲げる場合に限る。）<br>⑯　区分番号B010に掲げる診療情報提供料(II)<br>⑰　区分番号B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料<br>ロ　別表第一第2章第4部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの<br>①　第1節通則第4号のイに規定する点数<br>②　区分番号E001の1に掲げる単純撮影<br>③　区分番号E002の1に掲げる単純撮影<br>ハ　別表第一第2章第5部第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）<br>ニ　別表第一第2章第6部第2節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤を除く。）に係るものに限る。）<br>ホ　別表第一区分番号H005に掲げる視能訓練及び同表区分番号H006に掲げる難病患者リハビリテーション料<br>ヘ　別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの<br>①　区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法<br>②　区分番号I003―2に掲げる認知療法・認知行動療法<br>③　区分番号I007に掲げる精神科作業療法<br>④　区分番号I008―2に掲げる精神科ショート・ケア（注5に係る場合を除く。）<br>⑤　区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア（注5に係る場合を除く。）<br>⑥　区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料<br>⑦　区分番号I016に掲げる精神科重症患者早期集中支援管理料<br>ト　別表第一第2章第9部に規定する点数（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。）<br>チ　別表第一第2章第10部から第12部までに規定する点数<br>二　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの(1)から(4)までの注10又はロの(1)及び(2)の注7に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）<br>イ　別表第一第1章第1部に規定する点数<br>ロ　別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術等基本料1 |